

❗ 従来の健康保険証(組合員証)は令和6年12月で原則廃止に

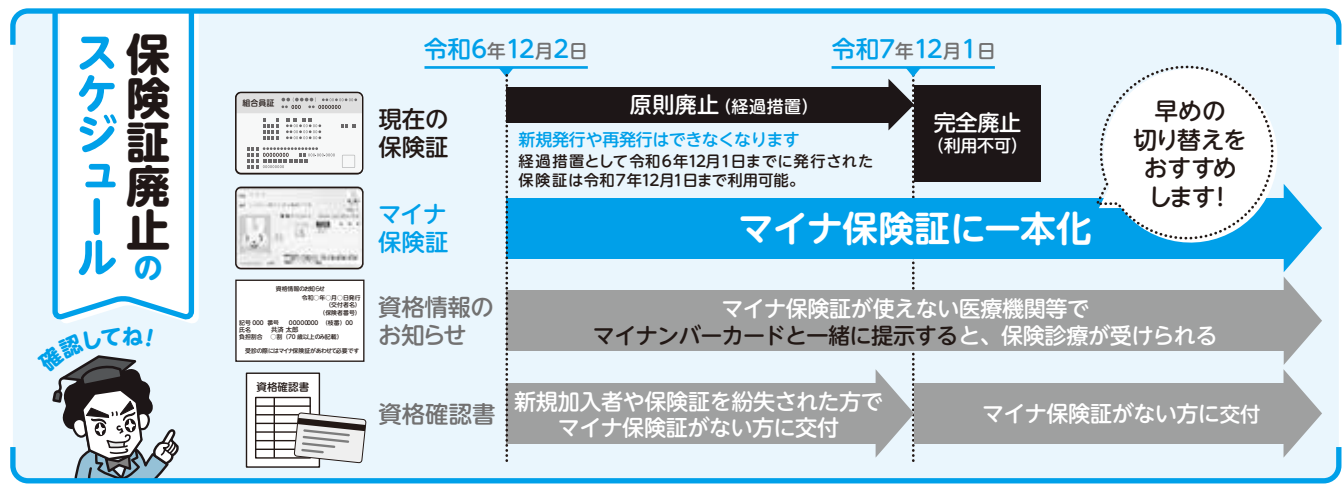
マイナ保険証に切り替えを!!

▶マイナ保険証…保険証利用登録をしたマイナンバーカードのこと。

従来の健康保険証(組合員証)は、令和6年12月2日に廃止され、マイナ保険証での受診が基本となりました。

すでにお持ちの保険証は廃止後1年間使用できますが、紛失時の再発行はできません。

マイナ保険証はメリットがたくさんあります。まだ切り替えていない方は、早めの切り替えをお願いいたします。



マイナンバーカードを使うメリット

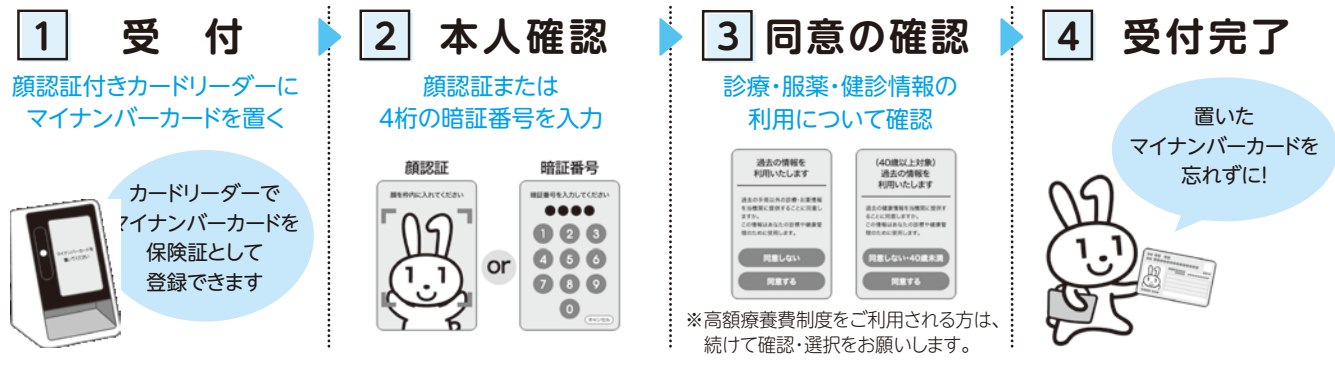
より良い医療を受けられる!

過去のお薬情報や健診結果などの情報が医師・薬剤師に共有され、データに基づく最適な医療を受けられます。

手続きなしで高額な医療費の支払いを免除!

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

マイナ保険証の利用方法



事前準備もカンタン!

マイナンバーカードを保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP 1 マイナンバーカードを申請

申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請 (パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ 証明写真機からの申請

STEP 2 マイナンバーカードを保険証として登録

利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う

マイナ保険証を利用していない方も…

「資格確認書」で保険診療を受けられます

マイナンバーカードを持っていない、またはマイナ保険証の登録をしていない方でも「資格確認書」を医療機関等に提示することで、これまでと同様の保険診療を受けることができます。

Q1 資格確認書はどのような場合に発行される？

A1 資格確認書は、資格取得届などによる本人からの申請に基づき、勤務先経由でマイナ保険証を持っていない加入者に発行いたします。
※当分の間は申請によらず、共済組合の判断で資格確認書を発行いたします。



Q2 マイナ保険証を持っているけれど利用するつもりがない場合や、念のために資格確認書が欲しい場合には資格確認書は発行できる？

A2 資格確認書は、医療機関でマイナ保険証によるオンライン資格確認が受けられない場合に交付されるものです。上記のような理由で交付することはできません。

Q3 資格確認書に有効期限はある？

A3 令和6年12月2日～令和7年10月31日(予定)に発行される資格確認書の有効期限は基本的に令和7年12月1日までです。

令和7年11月1日(予定)以降に発行されるカード型の資格確認書については、有効期限がほかに設定されている方(任意継続組合員や扶養の延長中の方など)を除いて令和11年12月1日まで有効な資格確認書を発行する予定です。

Q4 マイナンバーカードを紛失してしまった場合、再発行されるまでの間に資格確認書を発行してもらうことは可能？

A4 マイナンバーカードを紛失してしまった場合に、再発行までの期間を考慮した短い有効期限の資格確認書を発行することは可能ですが、マイナンバーカードが再発行された後で資格確認書を返却していただきます。

<既存の加入者について>

経過措置として、現在所持している保険証(組合員証)は令和7年12月1日まで使用することができます。また、令和7年12月1日時点でマイナ保険証を持っていない方については、申請をしなくても資格確認書を発行します。発行される資格確認書の有効期限については上記 Q3 と同様の取り扱いとなります。

●マイナンバーカードに関するお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル
0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスに従ってお進みください。

受付時間(年末年始を除く)

平日:9時30分～20時00分
土日祝:9時30分～17時30分

マイナンバーカードの
保険証利用について
詳細はこちら

厚生労働省

